

農総第 2257 号
平成29年 1月31日

農林水産部各課（所）長 殿

農林水産部長
(公印省略)

工事請負契約に係る誓約書の提出について

みだしのことについて、「県が行うあらゆる事業から効果的な暴力団排除対策推進について(依頼)(平成28年12月13日付 沖暴対第4517号)」により警察本部刑事部暴力団対策課長から依頼がありますので、下記のとおり取り扱います。

記

1. 目 的 農林水産部発注工事からの暴力団関係事業者の排除
2. 「誓約書」の提出
 - (1)受注者(元請)に対して、沖縄県の工事請負契約書に規程する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、確認し、了解したことを誓約する「誓約書」を契約締結の際に提出させる。(特定建設工事共同企業体の場合は、代表者及び構成員共に提出させる。)
 - (2)元請業者に一次下請業者(下請業者が下請け業者)に対しても、沖縄県の工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、確認し、了解したことを誓約する旨の「誓約書(業者間契約)」を徴するよう指導を行う。(※必要が生じた場合のみ、県へ提出させる。)
3. 施 行 平成29年3月1日以降に契約を行う案件から適用

農林水産総務課 検査指導班
担 当 者：片岡 篤
電 話：098-866-2254(電話IP2953)
FAX：098-866-2265
E-mail：kataokaa@pref.okinawa.lg.jp

(元請契約)

誓 約 書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
商号又は名称
氏 名 印

私は、沖縄県が沖縄県暴力団排除条例に基づき、公共工事から暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について了解し、下記事項について、誓約いたします。

また、警察に対して照会することにも同意します。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第 48 条第 1 項第 6 号（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。
- 2 暴力団排除条項イ又はロに該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 暴力団排除条項に該当する者を下請負人等としません。
- 4 暴力団排除条項に該当する者を下請負人等としていて、沖縄県から当該下請契約等の解除（当該下請契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※「下請負人等」とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。

※「下請契約等」とは、一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。

※上記 1 の暴力団排除条項の解釈については、裏面にてご確認下さい。

(元請契約)

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項へ関係

暴力団若しくは暴力団員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後、速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項ホ関係

「社会的に非難されるべき関係」とは、例えば暴力団若しくは暴力団員等である等の事実を知りながら、暴力団員等を自らが主催するパーティーその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティーその他の会合に出席するような関係である。

【工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）】

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

第1号から第5号(略)

(6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約(一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。)、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第48条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)前条の規定によりこの契約が解除された場合

(業者間契約)

誓約書

平成 年 月 日

株式会社〇〇建設

代表取締役 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

貴社の発注工事の下請施工に当たっては、沖縄県が沖縄県暴力団排除条例に基づき、公共工事から暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴社が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

記

- 次の各号のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。
 - 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）となっている。
 - 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係（注1）を有していると認められる。
 - (1)から(5)に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約又は、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した。（注2）
- 再下請に出す場合は、前項各号のいずれにも該当しないことを確認し、新たに誓約書を徴します。
- 沖縄県が元請業者に対して上記第1項各号に該当する者を下請負人としているとして、当該下請契約の解除を求めた場合におきましては、貴社からの契約解除の求めに従います。

※第1項各号の解釈について

注1 「社会的に非難されるべき関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

注2 暴力団若しくは暴力団員等である等の事実を知らずに、そのもと下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後、速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。